

平塚市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて

1 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な方針として定めるもの。現計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、令和3年3月に策定しました。

現計画では、策定から5年後の令和7年度に、実情に応じた見直しを実施するとしているため、今回中間見直しとして策定する。

2 主な見直し内容

(1) メイン指標として定めている7項目のうち、「発生量あたり排出原単位」「事業系ごみ総排出量」「最終処分量」の3項目については、令和5年度時点で令和12年度の目標数値を達成したため、新たな目標数値を設定する。

	項目	令和5年度実績	令和12年度目標	令和12年度 新目標
①	発生量あたり排出原単位 (1人1日あたり)	781g	815g	703g
②	事業系ごみ総排出量	18,262t	19,560t	18,262t
③	最終処分量	649t	769t	617t

①発生量あたり排出原単位（1人1日あたり）

- ・国の「廃棄物処理基本方針」において、ごみ総排出量を令和4年度比で令和12年度までに9%削減する目標が設定されたことを踏まえ、1市2町のごみ処理広域化実施計画は目標値が設定された。本計画の新目標は、1市2町のごみ処理広域化実施計画における、本市分のごみ総排出量の削減量から算出し、設定した。

②事業系ごみ総排出量

- ・事業系ごみについては、経済動向により排出量が増加することから、令和5年度実績を上回ることをしないよう設定した。

③最終処分量

- ・新目標については、「第5次循環型社会形成推進基本計画」を基に、最終処分量を令和5年度比で令和12年度までに5%削減する目標に設定した。

(2) 二酸化炭素排出量の算定方式、数値、目標について、平塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合を図る。

(3) 基本方針に基づくアクションプランについて整理する。

(4) 令和7年度時点での各種法令等の修正をする。

※第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（令和8年3月見直し）と整合性を図っています。

以上